議案第28号

## 令和5年度

神栖市水道事業会計予算

- 41 -

## 令和5年度 神栖市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度神栖市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸	数		34,879	戸
(2) 年 間 総 給 水	量		9,616,427	$m^{\!\scriptscriptstyle 3}$
(3) 一日平均給水	、量		26,274	$m^{\!\scriptscriptstyle 3}$
(4) 主要な建設改良	事業	配水施設工事	1,233,877	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			2,975,667 千円
第1項 営 業 収 益 第2項 営 業 外 収 益			2,686,095 千円 289,572 千円
为 2 负 百 未 / P 収 重			203,312   1
	支	出	
第1款 水道事業費用			2,922,369 千円
第1項 営 業 費 用			2,859,100 千円
第2項 営業外費用			62,269 千円
第3項 予 備 費			1.000 壬円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 797,328 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額93,989 千円、過年度分損益勘定留保資金 703,339 千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款	資	本	的	収	入	705,366 千円
第1項	企		業		債	269,000 千円
第2項	出		資		金	236,366 千円
第3項	負		担		金	33,000 千円
第4項	玉	庫	支	出	金	167,000 千円
				-	支	出
第1款	資	本	的	支	出	1,502,694 千円
第1項	建	設	改	良	費	1,233,877 千円
第2項	資	産	購	入	費	6,255 千円
第3項	僧		澋		金	262.562 壬円

## (債務負担行為)

第5条債務負担行為をすることができる事項,期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限 度 額		
定期水質検査業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	5,280 千円		
水道施設更新計画改定 業務委託	令和6年度	16,830 千円		
土合配水場インバーター 改修工事	令和5年度から 令和7年度まで	55,000 千円		
別所配水場インバーター 改修工事	令和5年度から 令和6年度まで	17,600 千円		

## (企業債)

第6条 起債の目的,限度額,起債の方法,利率及び償還の方法は,次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
配水施設整備事業	269,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	だし、利率見直し 方式で借り入れ地 所質金及び地機 公共団体金融機利 変金についてでした 変の見直しを行っ た後においては、	政府資金については, はり, はの配資金についてはり, はの配資条件によらにするの他者というでででででででででででででででででででででいる。 かっこう かっこう はい

(予定支出の経費の金額の流用)

- 第7条 予定支出の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 収益的支出における各項間の流用
  - (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第8条次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、 又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら ない。
  - (1) 職員給与費

108,148 千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のために、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、130,865 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,038 千円と定める。

令和5年3月2日提出

茨城県神栖市長 石 田 進